

2020 (R2) 年 3月 9日 (月)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

ひよりやまNo.15

弁護士 前田 将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B

TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895

山間部では積もったのかもしれませんが、今年は積雪を見ぬままに春を迎えそうで、なんだか怖いですね。

わたしは初雪に気づきませんでした。下関地方気象台が「2月6日午前、下関市で初雪が観測された」と発表したそうです。これまでの観測で初雪が最も遅かったのは明治38年2月6日で、この記録に並んだということです。

さて、弥生(三月)はひな祭りのお節句です。豪華なひな人形はありませんが、当事務所では写真の版画を飾っています。いかがでしょう?、素朴でほんわか温かみを感じられませんか…?。



畦地梅太郎(あぜちうめたろう:1902年~1999年)の作品です。この方は愛媛県宇和島市の出身で、「山の版画家」とよばれるほどひたすら山の風景や山男の姿を描きました。(当事務所では昨夏に「酒沢:からさわ」の版画をかけていました)。酒、コーヒー、ライチョウとともに描かれることが多い「山男」は、ユーモラスかつ飄々としていて見る者の心が安らぎます。最近ではモンベルのTシャツの図柄にもなっており、ファンとしては大変喜ばしいところです。

ということで、よろしければ事務所に立ち寄って「ひな人形」をご覧くださいませ。

配偶者居住権

2020年4月1日から施行される新しい権利です。

こんな場合を考えてみましょう。

★ Aさんが3,000万円相当の家屋と預貯金4,000万円を残して亡くなりました。遺族はAさんの妻と一人の息子さんと、妻と息子の相続分は1:1(妻が3,500万円、息子も3,500万円)になります。

妻はこれまで故人(夫)とともに過ごしてきた家に引き続き住みたいので家(3,000万円相当)と現金500万円を相続し、遠くにいる息子は現金で3,500万円相続することにしました。

しかし、妻は「住む家はあるけど、お金が500万円では心細いわ」と思っています。

☆ そこで、妻が家に住み続けながら、より多くのお金を相続するために新設されたのが「配偶者居住権」です。

家をまるごと相続するのではなく、妻は「引き続き住み続ける権利」、息子は「お母さんが住み続けることを認めつつ所有する権利」に分けて相続するのです。

【家(3,000万円相当)】



【預貯金4,000万円】

家(3,000万円相当)

【妻】配偶者居住権

(1,500万円相当)

【息子】負担付き所有権

(1,500万円相当)

これで売却することなく家を1/2ずつ相続しましたから、預貯金も妻と息子がそれぞれ1/2ずつ相続します。妻は家に住み続けながら2,000万円のお金を持つことができるのです。